

北海道根室振興局告示第 16 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 8 年(2026 年)4 月 27 日

北海道根室振興局長 清水 章弘

1 資格及び調達をする役務等の種類

道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和 8 年(2026 年)4 月 27 日に一般競争入札の公告を行う令和 8 年度知床ねむろ野鳥観光推進事業

(2) 資格

令和 8 年度知床ねむろ野鳥観光推進事業委託業務の資格(以下「資格」という。)

(3) 役務等の種類

令和 8 年度知床ねむろ野鳥観光推進事業委託業務

2 資格要件

(1) 法人又は複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号)第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 次に掲げる税を滞納又は未納がある者でないこと。

(ア)道税(道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。)

(イ)本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ)消費税及び地方消費税

カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く)。

(ア)健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出

(イ)厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出

(ウ)雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

キ コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な協定等が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について、責任の所在が明確であること。

(4) 本公告の日の 5 年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務経

験を有していること。ただし、コンソーシアムの場合は、コンソーシアムを構成するいずれかの企業がその経験を有していること。

3 参加資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 8 年(2026 年)4 月 27 日(月)から令和 8 年(2026 年)5 月 15 日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。なお、北海道根室振興局の下記ホームページにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/255892.html>

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称

北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課主査(観光・交流戦略)

イ 提出先の所在地

087-8588 北海道根室市常盤町 3 丁目 2 8 番地

(4) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次に該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 資格は 1 の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2 に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道根室振興局 産業振興部商工労働観光課 主査(観光・交流戦略)

(2) 所 在 地 087-8588 北海道根室市常盤町 3 丁目 2 8 番地

(3) 電話番号 0153-23-6830 (課直通)